

横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱

(制定) 平成 28 年 8 月 17 日 環創水第 542 号

(平成 28 年 8 月 17 日決裁)

(改正) 平成 29 年 5 月 24 日 環創水第 207 号

(平成 29 年 5 月 24 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市（以下、「市」という。）が中小企業者による円滑な土壌汚染対策に向けた取組を支援・促進するため、横浜市土壌汚染対策アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣する事業（以下、「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

(アドバイザーの派遣対象)

第 2 条 アドバイザーの派遣対象は、次の各号のいずれかに該当する市内の工場若しくは事業場又は土地（以下、「派遣先事業所」という。）とする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下、「法」という。）第 3 条第 1 項又は横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月 25 日横浜市条例第 58 号。以下、「条例」という。）第 64 条の 2 第 2 項の要件に該当したときには、当該各項の規定による調査を行うこととなる操業中の工場又は事業場
- (2) 法第 3 条第 1 項の規定による使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地又は条例第 64 条の 2 第 2 項の規定による廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地

(アドバイザーの派遣を依頼できる者)

第 3 条 アドバイザーの派遣を依頼できる者（以下、「派遣依頼可能者」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に該当する中小企業者又は個人であること。
- (2) 次のいずれかの者であること。

ア 前条第 1 号に該当する派遣先事業所への派遣を依頼する場合は、当該事業所の土地に係る法第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設の設置者又は条例第 63 条第 1 項第 3 号に規定する特定有害物質使用等事業所の設置者（以下、「事業者」という。）又は土地の所有者

イ 前条第 2 号に該当する派遣先事業所への派遣を依頼する場合は、当該土地において事業を行っていた事業者又は土地の所有者

(アドバイザー業務の内容)

第 4 条 本事業におけるアドバイザーの業務（以下、「アドバイザー業務」という。）は、

次の各号に示す内容とする。

- (1) 派遣依頼可能者が土壌汚染の未然防止、早期発見ができるよう技術的観点から適切な助言を実施することとする。
- (2) 派遣依頼可能者がその業務実態及び土壌汚染状況等に応じた合理的な対策を円滑に実施できるよう、法又は条例の手続、土壌調査の方法、汚染対策の工法等について、技術的観点から適切な助言を実施することとする。

(アドバイザーの派遣件数)

第5条 アドバイザーの派遣件数は、各会計年度内における予算の範囲内で派遣可能な件数とする。

(本事業の委託)

第6条 本事業の一部は、市と業務委託契約を締結した者（以下、「受託者」という。）が実施する。

(本事業の業務分担)

第7条 本事業は、次の各号に掲げる業務分担に基づき、市、受託者及びアドバイザーが行うものとする。

(1) 市の分担業務

- ア 本事業の運営及び周知
- イ 派遣依頼可能者のアドバイザー派遣依頼の受付及び派遣を依頼した派遣依頼可能者（以下、「派遣依頼者」という。）へのアドバイザー派遣決定の通知
- ウ 受託者に対する派遣先事業所へのアドバイザー派遣の指示
- エ 受託者に対するアドバイザー業務に関する助言及び情報の提供
- オ アドバイザー業務に従事している者であることの証明書（以下、「従事者証」という。）の交付

(2) 受託者の分担業務

- ア アドバイザー業務を適切に実施することができるアドバイザーの選任
- イ アドバイザーを選任した際の市への報告
- ウ 市から派遣の指示に基づき行う、アドバイザーの派遣先事業所への派遣
- エ アドバイザーに対するアドバイザー業務に関する指示
- オ アドバイザーの管理・監督
- カ アドバイザーの資質を向上させるために必要な指導・教育の実施
- キ アドバイザー業務終了時及び委託契約の終了時の市へのアドバイザー業務の実績の報告

(3) アドバイザーの分担業務

- ア 受託者の指示・管理・監督の下に行う、アドバイザー業務の実施
- イ アドバイザー業務終了時の受託者への当該アドバイザー業務の実績の報告

(アドバイザーの派遣手続)

第8条 アドバイザーの助言を受けようとする派遣依頼可能者は、横浜市長（以下、「市長」という。）に、様式第1号による横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣依頼書（以下、「依頼書」という。）を提出することにより、アドバイザーの派遣を依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による依頼があった場合において、アドバイザーの派遣を認めたときは、派遣依頼者に対しアドバイザーの派遣を決定した旨の通知を様式第2号による横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣決定通知書にて行うとともに、受託者に対しアドバイザーの派遣について指示するものとする。

3 派遣依頼者と事業者とが異なる場合は、派遣依頼者が、アドバイザーの派遣を依頼することについて事業者の同意があることの提示（以下、「同意の提示」という。）をしなければ、市長は前項の規定による通知及び指示はできないこととする。ただし、派遣依頼者と事業者が締結していた派遣先事業所の土地の賃貸借契約が解除されており、かつ、既に事業者が当該土地から退去している場合、その他同意の提示ができないことについて、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、この限りでない。同意の提示については、依頼書に事業者が同意する旨を記載することにより行う。この場合においては、依頼書に土地の所有者等であることを証する書類を添付することとする。

(届出書類等の入手)

第9条 派遣依頼可能者が前条第1項に規定するアドバイザー派遣依頼を行う際は、派遣先事業所における特定有害物質の使用等に係る届出書類等を入手するよう努めなければならない。

(アドバイザーの選任)

第10条 受託者は、第7条第2号アに規定するアドバイザーの選任に当たっては、次条に定める要件を満たす者のうちから、アドバイザー管理技術者（技術管理及びアドバイザー担当技術者を監督する者をいう。）及びアドバイザー担当技術者（アドバイザー管理技術者のもとでアドバイザー業務を担当する者をいう。）を選任しなければならない。なお、アドバイザー管理技術者及びアドバイザー担当技術者の選任については、派遣先事業所にて実施するアドバイザー業務の内容に適する者としなければならない。

(アドバイザーの選任要件)

第11条 前条で規定する要件は、次の表の左欄に掲げるアドバイザーの区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

アドバイザー管理技術者	法に基づく土壤汚染調査技術管理者、技術士（建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、技術士（衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）、技術士（応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、技術士（環境部門（選択科目を環境保全計画又は環境測定とするものに限る。）、技術士（総合技術監理部門*）若しくは土壤環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壤汚染対策に関する実務経験が5年以上あること。
アドバイザー担当技術者	法に基づく土壤汚染調査技術管理者、技術士（建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、技術士（衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）、技術士（応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、技術士（環境部門（選択科目を環境保全計画又は環境測定とするものに限る。）、技術士（総合技術監理部門*）、土壤環境監理士の資格若しくは2級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壤汚染対策に関する実務経験が3年以上あること。

※ 技術士（総合監理部門）については、選択科目を「建設－土質及び基礎」、「衛生工学－廃棄物管理」、「応用理学－地質」、「環境－環境保全計画」又は「環境－環境測定」のいずれかのものに限る。

（従事者証の交付等）

第12条 市長は、受託者から第7条第2号イに規定する報告を受けたときは、第7条第1号オに基づいて、選任されたアドバイザーに対し、受託者を經由して、様式第3号による従事者証を交付するものとする。

2 アドバイザーは、派遣先事業所を訪問する際に従事者証を携帯するとともに、派遣依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

（職員の訪問等）

第13条 市長は、アドバイザーの活動状況の把握等のため又はその他必要に応じて、その職員に、派遣依頼者の同意を得て、派遣先事業所を訪問させることができる。

2 前項の職員は、派遣先事業所を訪問する際に横浜市職員証を携帯するとともに、派遣依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

（受託者の守秘義務）

第14条 受託者は、本事業の実施上知り得た秘密を厳守しなければならない。

2 受託者は、前項の規定を遵守するため、派遣依頼者との間で秘密保持契約の締結その他必要な措置をとらなければならない。なお、秘密保持契約の締結については、様式第4号による横浜市土壤汚染対策アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書により行うものとする。

（金品の授受の禁止等）

第 15 条 受託者及びアドバイザーは、本業務の履行期間中に派遣依頼者及び事業者との間において、金品の授受及び業務請負契約の締結を行ってはならない。

2 アドバイザーは、公正にアドバイザー業務を行うものとし、特定の調査機関、施工事業者等に不当な利益又は不利益を与えるような助言を行ってはならない。

(派遣依頼者及び事業者の費用負担等)

第 16 条 派遣依頼者及び事業者は、アドバイザーの派遣及びアドバイザー業務の実施に必要な費用を負担しないものとする。

2 市、受託者及びアドバイザーは、アドバイザーの助言に基づき土壌汚染対策のための調査、対策等の措置を派遣依頼者及び事業者等が講じた場合において、当該措置に必要な費用を負担しないものとする。

(免責)

第 17 条 派遣依頼者及び事業者等がアドバイザーの助言に基づき土壌汚染対策のための調査、対策等の措置を講じる場合にあっては、当該派遣依頼者及び事業者等がその実施内容、規模及び時期等を判断の上、自らの責任で当該措置を実施するものとし、市、受託者及びアドバイザーは当該措置に起因する事故及び損失等に対し一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

依頼内容記入票

横浜市土壌汚染対策アドバイザー制度は、アドバイスの内容ごとに全部で5つの段階に分かれています。

次の表の中で、希望するいずれかの段階に丸印を付けて提出してください。

ご記入いただいた内容をもとに、派遣するアドバイザーや助言を行う段階を決めさせていただきます。

さらに具体的な内容の確認を希望する方は、横浜市の担当までご連絡ください。

<助言を希望する段階>

段階	助言の内容	主に対象となる方	該当欄に丸印
1(1)	汚染対策に関する説明 <ul style="list-style-type: none">汚染対策の進め方汚染関連の法令や手続き汚染調査及び対策工法の概要	汚染対策の基本的なことからお知りになりたい方	
1(2)	汚染の未然防止及び早期発見のための説明・助言 <ul style="list-style-type: none">作業場内の汚染の可能性の検討汚染の未然防止のための改善方法等	汚染の未然防止を行いたいとお考えの方	
1(3)	汚染状況の確認に関する説明・助言 <ul style="list-style-type: none">必要となる汚染状態に関する調査の検討調査会社の選定に関する助言汚染状態に関する調査結果の評価	汚染状況を確認する調査を行おうとする方、既に調査を実施した方	
2	汚染対策の具体的な検討に関する助言 <ul style="list-style-type: none">汚染状態と対策目標に応じた対策工法の検討対策工事計画の立案	汚染対策の工事を行いたいとお考えの方	
3	汚染対策工事後の完了確認 <ul style="list-style-type: none">対策工事の完了の確認対策工事完了後の留意点	汚染対策の工事を行っている方、既に工事を実施した方	

<その他、アドバイスを希望する事項> (自由記入)

--

第 年 月 日 号
(受付番号:)

(派遣依頼者) 様

横浜市長 印

横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日に受け付けた横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱第8条第1項の規定に基づく依頼について、次のとおり横浜市土壌汚染対策アドバイザーの派遣を決定しましたので通知します。

なお、横浜市土壌汚染対策アドバイザーは、次のとおり、横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣に関する委託契約の受託者から派遣されますので、当該受託者との連絡を緊密にして下さい。

受託者名			
所在地	〒		
連絡先 (電話番号)		担当者名	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		

<連絡先>

横浜市 環境創造局

水・土壌環境課 土壌対策担当

担当者:

電話: 045-671-2475

(表)

		第 号
横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱 第12条第1項の規定による従事者証		
写真	(受 託 者)	
	名 称	
	契約期間	
	(アドバイザー)	
		氏 名
		生年月日
		横浜市長 印

(裏)

横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱 (抜粋)

(従事者証の交付等)

第 12 条 市長は、受託者から第7条第2号イに規定する報告を受けたときは、第7条第1号オに基づいて、選任されたアドバイザーに対し、受託者を經由して、様式第3号による従事者証を交付するものとする。

2 アドバイザーは、派遣先事業所を訪問する際に従事者証を携帯するとともに、派遣依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書

(受託者名)(以下、「甲」という。)と(派遣依頼者名)(以下、「乙」という。)とは、横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱第14条の規定に基づき、横浜市土壌汚染対策アドバイザー派遣制度に係る秘密の保持に関し、次の条項により契約を締結する。

(秘密保持)

第1条 甲は、横浜市土壌汚染対策アドバイザーの派遣事業の業務の遂行を通じて乙から入手した一切の情報について秘密を厳重に保持し、乙の事前の文書による承諾がない限り、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 相手方から知得する前に既に公知である情報
- (2) 相手方から知得した後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (3) 相手方から知得する前に既に自らが所有していたもので、かかる事実が立証できる情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得した情報

(疑義の決定等)

第2条 この契約の解釈に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(住所)

甲 (名称)

(代表者の氏名)

印

(住所)

乙

(氏名)

印

法人の場合は、
名称及び代表者の氏名